

福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

要介護1～5の方

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

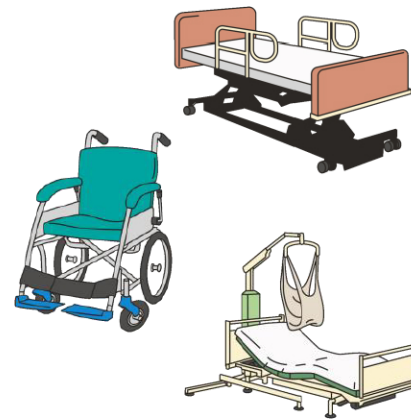
【貸与対象品目】

- ① 車いす◆
- ② 車いす付属品◆
- ③ 特殊寝台◆
- ④ 特殊寝台付属品◆
- ⑤ 床ずれ防止器具◆
- ⑥ 体位変換器◆
- ⑦ 手すり
(工事を伴わないもの)

⑧ スロープ

(工事を伴わないもの)

- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知器◆
- ⑫ 移動用リフト◆
- ⑬ 起き上がり補助装置
- ⑭ 離床センサー
- ⑮ 階段移動用リフト
- ⑯ 自動排泄処理装置★



※◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は保険給付の対象となりません。
 ※★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の方は保険給付の対象となりません。

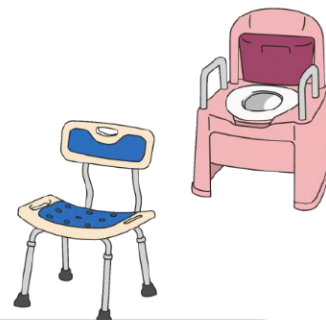
福祉用具購入

要介護1～5の方

5 種目の特定福祉用具の購入費に対して年間 10 万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

【購入対象品目】

- ① 腰掛け便座
- ② 入浴補助用具
(入浴用いす・浴槽用手すり・浴槽内いす・入浴用介助ベルト等)
- ③ 特殊尿器
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用のリフトのつり具(自動排せつ処理装置を含む)
- ⑥ 排泄予測支援機器



ポイント 福祉用具貸与の対象用具のうち一部、利用方法を選択できます

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、借りて利用するより購入した方が金額が抑えられることがあります。このような場合などに、利用方法を借りるか購入するかを選択することができます。

購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、1 年間(4 月 1～翌年 3 月 31 日)で 10 万円を上限に、利用者負担分を除いた購入費が介護保険から給付されます。

【選択の対象となる福祉用具】

- ① 固定用スロープ
- ② 歩行器(歩行車を除く)
- ③ 単点杖(松葉杖を除く)と多点杖

住宅環境を整備するサービス

住宅改修

要介護1～5の方

生活環境を整えるための小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく上限 20 万円までの住宅改修に対して支給されます。

要支援1・2の方

生活環境を整えるための小規模な住宅改修について、要介護区分に関係なく上限 20 万円までの住宅改修に対して支給されます。

【介護保険の対象となる工事】

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ すべりの防止、移動の円滑化のための床材の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取り替え
(ドアノブのへ変更・戸車の設置も含む)
- ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え

※①～⑤に付帯して必要な工事も対象になります。
 ※転居した場合や介護度が3段階以上悪化した場合は新たに 20 万円の上限額が設定されます。



住宅改修利用の手順

- ① 家族や専門家などに相談
本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。
- ② 市への事前申請／市の確認
 提出書類
 - 住宅改修事前申請書
 - 工事費見積書
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 改修部分の写真や図(改修後の完成予定の状態がわかるもの) など
- ③ 工事の実施
- ④ 住宅改修費の支給申請(工事後)
 提出書類
 - 住宅改修支給申請書
 - 住宅改修に要した費用の領収書
 - 工事費内訳書
 - 完成後の状態を確認できる書類(改修前、改修後の日付入りの写真を添付)
 - 住宅所有者の承諾書(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合) など
- ⑤ 住宅改修費の支給